

水害ハザードマップ作成チェックシート（津波）

分類	チェック項目	参照すべき事例	チェック欄 (津波)	「水害ハザードマップ作成の手引き」章番号
1：想定最大規模の水害に係る浸水想定区域と浸水深（洪水、内水、高潮）及び津波災害警戒区域と津波基準水位（津波）について				
	① 国・都道府県または市町村から提供される浸水想定に関するデータを用いて、20m、10m、5m、3m、0.5 mを境界とした 6 段階の区分を標準として適切に浸水深を色分けしているか。（地域特性には配慮し、住民意見を反映した上で地形や重ね合わせる背景図に応じて、これに類する配色やハッチング、グラデーション等を用いることを妨げない。また、浸水想定区域等において、詳細な区分を示す必要がある場合、内水で浸水階級差が少ない場合は、必要に応じて、詳細版を利用することができる。）	津波 1 事例①	☐	3.4.1
	② 津波災害警戒区域指定済みの市町村では、浸水深に代えて津波基準水位(浸水予測に基づく浸水深に建築物等への衝突によって生じる津波の浸水上昇(せき上げ)を加えた水位)を用いているか。	津波 1 事例②	☐	3.4.1
2：土砂災害警戒区域について				
	① 洪水、内水、高潮、津波と同時に発生する可能性が高い土砂災害等の危険箇所について、土砂災害警戒区域をハザードマップの地図上に表示しているか。	津波 2 事例①	☐	3.4.5
	② 土砂災害警戒区域について、視認性を確保するなどのために地図上に明記できない場合、情報・学習編に必要な情報を明記するなどの措置を講じているか。	津波 2 事例②		3.4.5
3：早期の立退き避難が必要な区域について（洪水、内水、高潮）				
	① 人命・身体に直接影響を及ぼす可能性がある家屋倒壊等氾濫想定区域や浸水深が大きい区域等を「早期の立退き避難が必要な区域」として設定しているか。		☐	3.4.6
	② 設定した「早期の立退き避難が必要な区域」とその区域における避難行動の説明を地図上に簡潔に示しているか。		☐	3.4.6
	③ 「早期の立退き避難が必要な区域」とその区域における避難行動の説明を地図上に簡潔に明記できない場合、情報・学習編に必要な情報を明記するなどの措置を講じているか。		☐	3.4.6
4：避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項について（洪水、内水、高潮、津波）				
	① アンダーパスや過去に浸水の実績がある浸水常襲箇所、小河川の横断箇所、地震時に家屋倒壊や火災発生で通行不可能となるおそれがある木造密集市街地等についての情報を収集しているか。	津波4 事例①	☐	3.4.7
	② 住民等が避難場所等へ避難する際、危険箇所や注意を要する場所（アンダーパスや過去に浸水の実績がある浸水常襲箇所、小河川の横断箇所、地震時に家屋倒壊や火災発生で通行不可能となるおそれがある木造密集市街地等）について地図上に明示しているか。	津波4 事例②	☐	3.4.7
	③ 危険箇所や注意を要する場所（アンダーパスや過去に浸水の実績がある浸水常襲箇所、小河川の横断箇所、地震時に家屋倒壊や通行不可能となるおそれがある木造密集市街地等）について、地図面の視認性が確保されにくい場合、地図面を市町村全域ではなく地区ごとに作成して記載する、又は情報・学習編に明示するなどの措置を講じているか。	津波4 事例③		3.4.7
	④ 津波に係る水害ハザードマップにおいては、住民等が避難すべき方向や避難経路等を地図上に記載しているか。	津波4 事例④	☐	3.4.7
	⑤ 水害時に使用する避難場所等を地図上に表示しているか。浸水想定区域に避難場所等を設定せざるを得ないときは、「〇階が使用可能」等、避難場所等の利用条件を地図上又は情報・学習編に明示しているか。	津波4 事例⑤	☐	3.4.8

５：地下街等(建設予定又は建設中を含む)、要配慮者利用施設、大規模工場等について (洪水、内水、高潮)			
① 市町村地域防災計画に定められた浸水想定区域内に存在する地下街等（建設予定又は建設中を含む）、要配慮者利用施設、大規模工場等について、名称及び所在地を地図上に明示しているか。		☐	3.4.9
② 地下街等（建設予定又は建設中を含む）、要配慮者利用施設、大規模工場等について、視認性を確保するなどのために地図上に明記できない場合、情報・学習編に必要な情報を明記するなどの措置を講じているか。		☐	3.4.9
６：水位観測所等の位置（映像が提供されるＣＣＴＶカメラ等を含む）について（洪水、内水、高潮）			
① 河川水位や下水道水位、潮位等の情報が提供される水位観測所や国、都道府県、市町村等で設置しているＣＣＴＶカメラ等の位置と名称について把握しているか。		☐	3.4.10
② 河川水位や下水道水位、潮位等の情報が提供される水位観測所等の位置と名称は地図上に明示しているか。		☐	3.4.10
③ テレビ、インターネットで河川映像等が提供されるＣＣＴＶカメラ等の位置と名称について地図上に明示しているか。		☐	3.4.10
④ 水位観測所やＣＣＴＶカメラの位置、名称について、地図面の視認性が確保されにくい場合、地図面を市町村全域ではなく地区ごとに作成して記載する、又は情報・学習編に明示するなどの措置を講じているか。		☐	3.4.10



ハザードマップ作成チェックリスト

津波 1



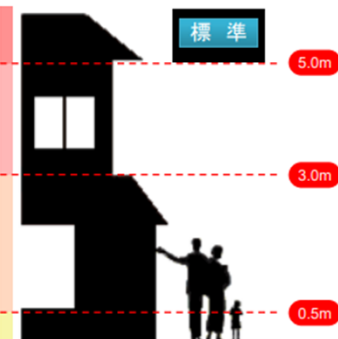
①国・都道府県または市町村から提供される浸水想定に関するデータを用いて、20m、10m、5m、3m、0.5 mを境界とした 6 段階の区分を標準として適切に浸水深を色分けしているか。（地域特性には配慮し、住民意見を反映した上で地形や重ね合わせる背景図に応じて、これに類する配色やハッチング、グラデーション等を用いることを妨げない。また、浸水想定区域等において、詳細な区分を示す必要がある場合、内水で浸水階級差が少ない場合は、必要に応じて、詳細版を利用することができる。）



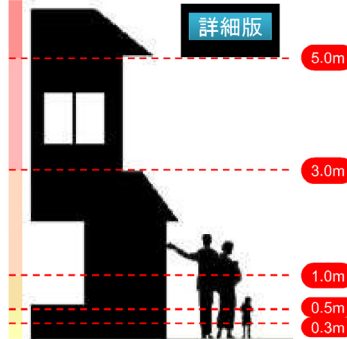
水害ハザードマップ作成の手引き

3.4.1 想定最大規模の水害に係る浸水想定区域と浸水深〔洪水、内水、高潮〕、津波災害警戒区域と津波基準水位〔津波〕を参考にしてください。

浸水深等	RGB (標準)
20m ~	220,122,220
10m ~ 20m	242,133,201
5m ~ 10m	255,145,145
3m ~ 5m	255,183,183
0.5m ~ 3m	255,216,192
~ 0.5m	247,245,169



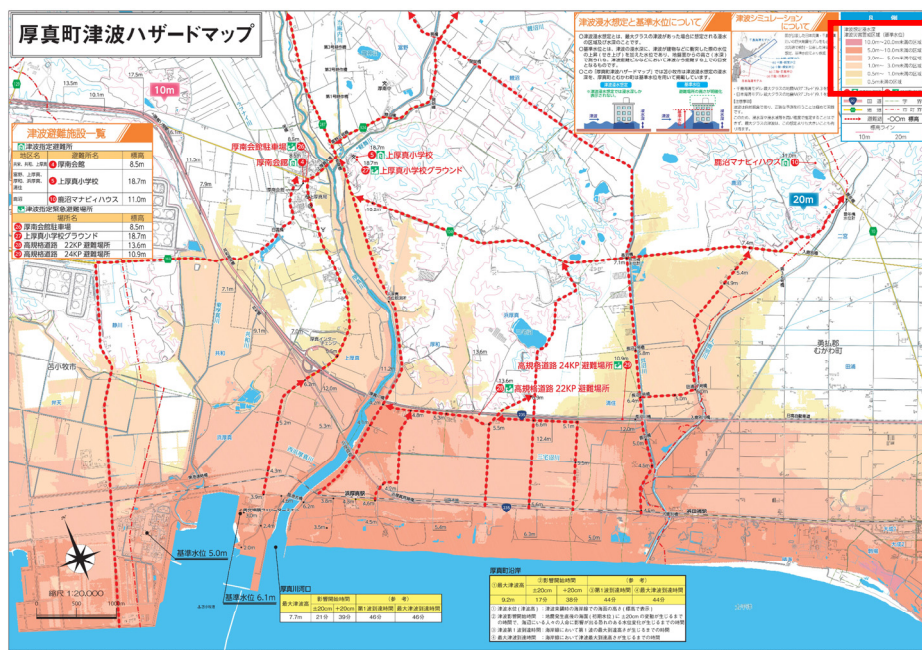
浸水深等	RGB (詳細版)
20m ~	220,122,220
10m ~ 20m	242,133,201
5m ~ 10m	255,145,145
3m ~ 5m	255,183,183
1m ~ 3m	255,216,192
0.5m ~ 1m	248,225,166
0.3m ~ 0.5m	247,245,169
~ 0.3m	255,255,179



参考となる事例①：北海道厚真町

ポイント

手引きで示されているランクを参考に津波基準水位を色分けしている。



津波災害警戒区域（基準水位）	
	10.0m～20.0m未満の区域
	5.0m～10.0m未満の区域
	3.0m～ 5.0m未満の区域
	1.0m～ 3.0m未満の区域
	0.5m～ 1.0m未満の区域
	0.5m未満の区域

ポイント

厚真町HP URL :

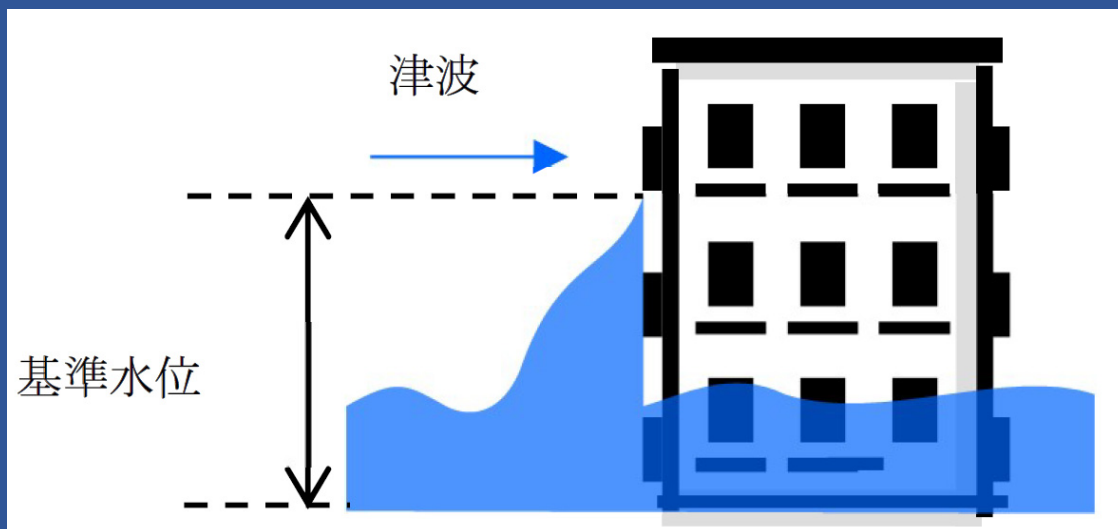
https://www.town.atsuma.lg.jp/office/content/uploads/2017/02/bousai_hazardmapA2.pdf

- ☐ ②津波災害警戒区域指定済みの市町村では、浸水深に代えて津波基準水位(浸水予測に基づく浸水深に建築物等への衝突によって生じる津波の浸水上昇(せき上げ)を加えた水位)を用いているか。



水害ハザードマップ作成の手引き

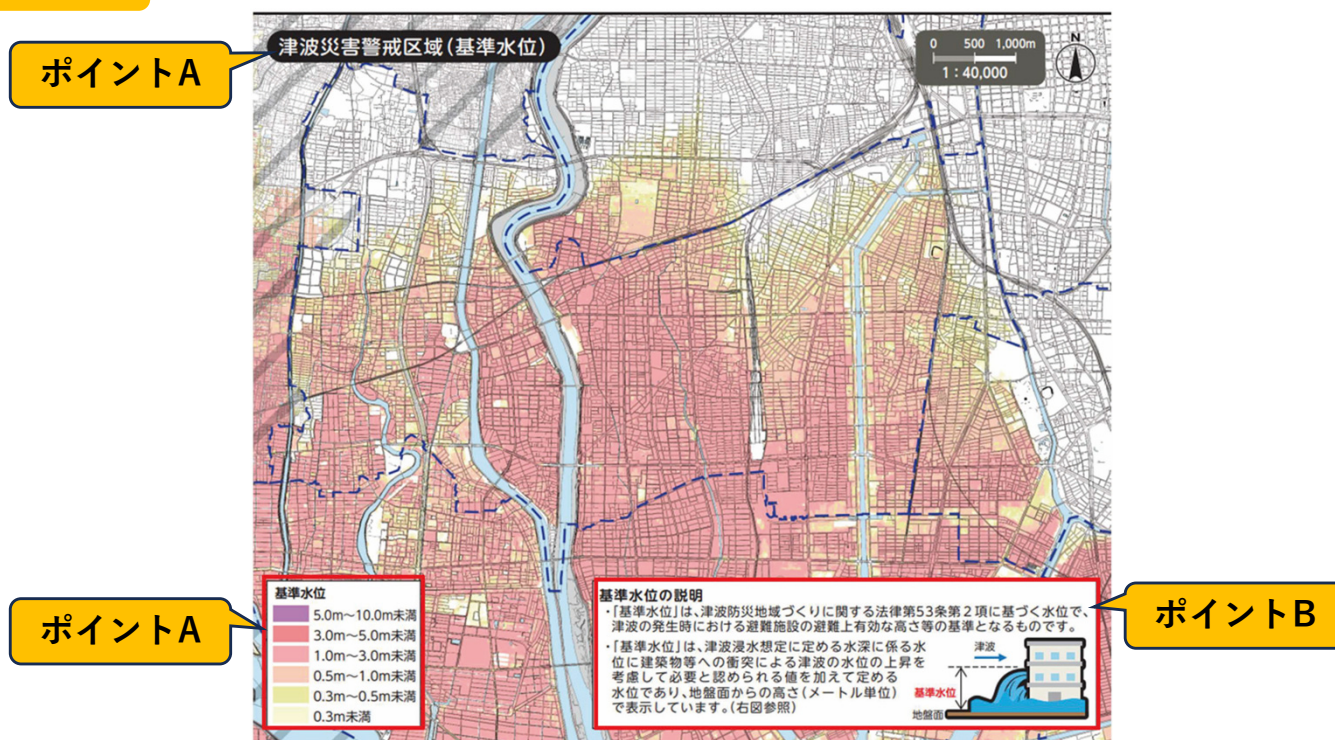
3.4.1 想定最大規模の水害に係る浸水想定区域と浸水深〔洪水、内水、高潮〕、津波災害警戒区域と津波基準水位〔津波〕を参考にしてください。



参考となる事例②：愛知県名古屋市

ポイントA 法律※に従い、基準水位を地図面に示している。 ※津波防災地域づくりに関する法律第五十三条

ポイントB 基準水位の意味を理解できるよう、イラストを用いた説明を記載している。





①洪水、内水、高潮、津波と同時に発生する可能性が高い土砂災害等の危険箇所について、土砂災害警戒区域をハザードマップの地図上に表示しているか。

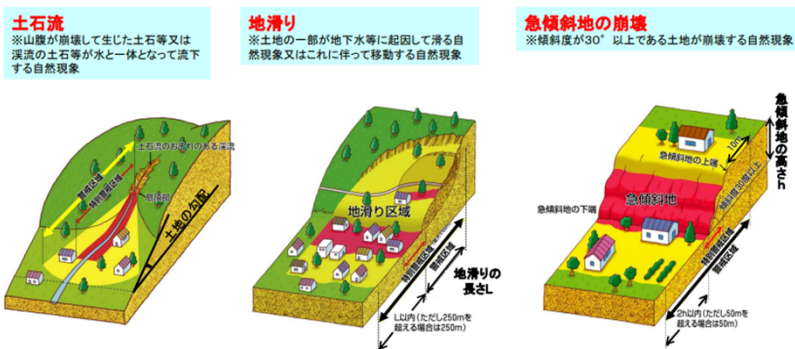
②土砂災害警戒区域について、視認性を確保するなどのために地図上に明記できない場合、情報・学習編に必要な情報を明記するなどの措置を講じているか。



水害ハザードマップ作成の手引き

3.4.5 土砂災害警戒区域 を参考にしてください。

避難計画を検討するのに水害と同時に発生する可能性が高い土砂災害警戒区域を地図上に表記してください。



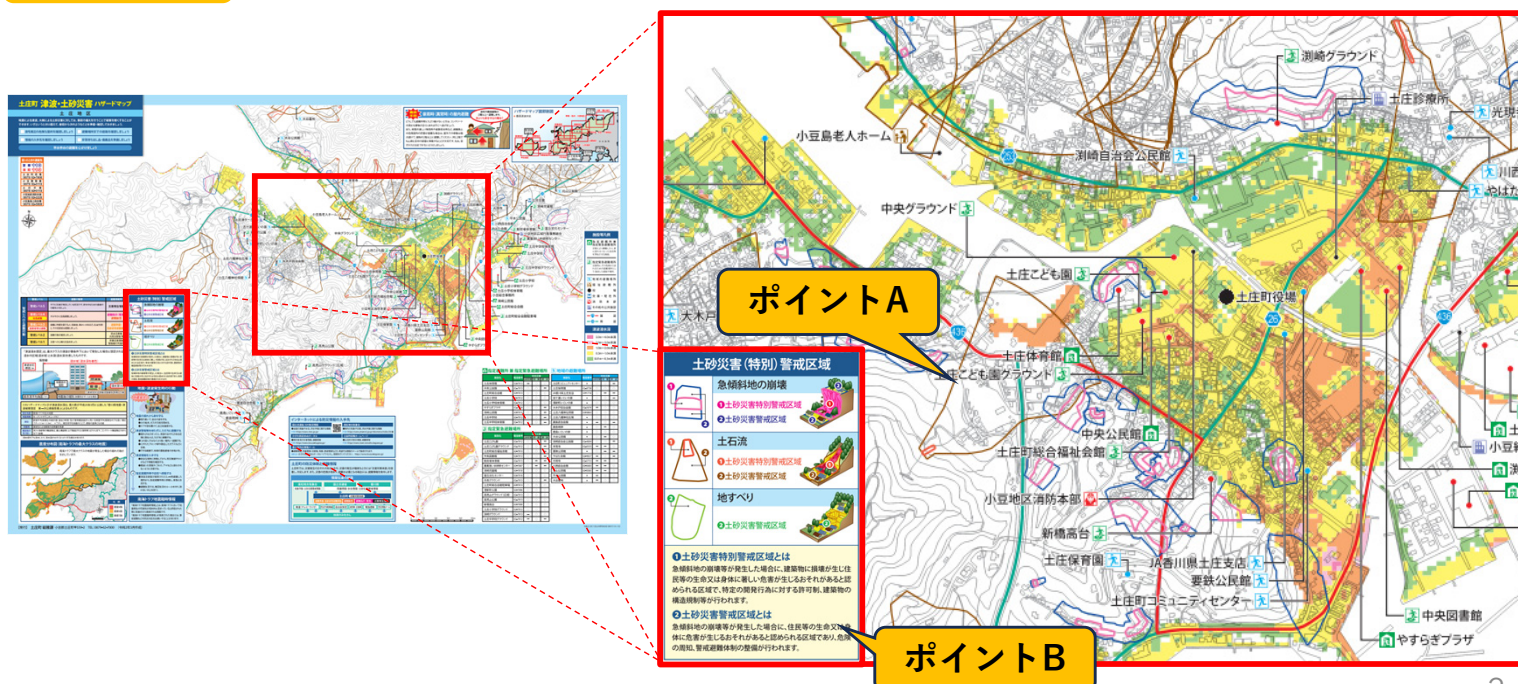
参考となる事例①：香川県土庄町

ポイントA

津波災害警戒区域と土砂災害警戒区域を塗りつぶしと太線囲みで地図面に工夫して記載している。

ポイントB

土砂災害警戒区域の種別を別途イラストと解説文を用いて表記している。





ハザードマップ作成チェックリスト

津波2

参考となる事例②：宮城県仙台市

ポイントA

情報学習編に、宮城県の土砂災害警戒区域等確認マップのQRコードを掲載することで、地図面で確認できない情報を提供している。

ポイントB

情報学習編に、宮城県土砂災害警戒情報システムのQRコードを掲載し、リアルタイムの土砂災害危険度を提供している。

土砂災害

大雨や地震により地盤がゆるむと土砂災害が発生するおそれがあります。危険箇所や前兆現象を確認し、危険を察知したら速やかに避難しましょう。

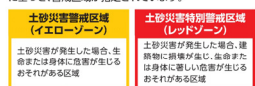
土砂災害の種類と前兆現象

土砂災害が発生するときは、何らかの前兆現象が現れることがあります。以下のような前兆現象に気づいたら、避難情報の発令を待たずに、速やかに安全な場所に避難することが大切です。



警戒区域の指定

土砂災害から市民の生命を守るため、「土砂災害防止法」に基づき、警戒区域が指定されています。



土砂災害警戒情報に注意!

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生危険度が高まったときに、仙台市が避難情報を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、気象庁と宮城県が共同で発表する防災情報です。気象庁や宮城県のホームページや電話でも確認できます。



土砂災害からの避難方法

原則として区域外へ避難

■避難情報により示される指定避難所等や、土砂災害警戒区域等の外の安全な場所へ避難しましょう。
■がけのそばに自宅がある場合は、おそれがあるため、区域外へ急いで避難しましょう。

区域外への避難が難しい場合は

■近くの頑丈な建物の2階以上に緊急避難しましょう。
■がけから離れた2階の部屋など、家の中でより安全な場所に避難しましょう。

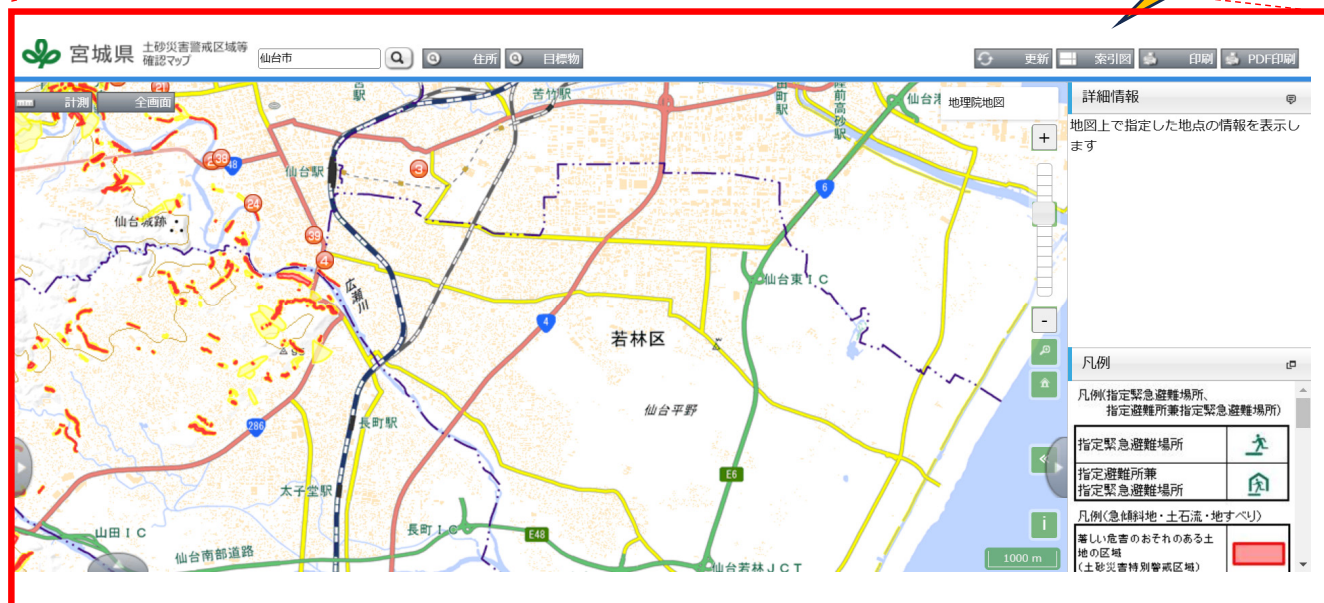


宮城県では、土砂災害警戒区域等指定のための「土砂災害調査予定箇所」を公表しています。詳細については宮城県ホームページをご覧ください。

ポイントB



ポイントA



仙台市HP URL : https://www.city.sendai.jp/anzensuishin/kurashi/anzen/saigaitaisaku/documents/04-05_dosha-hinan.pdf



①アンダーパスや過去に浸水の実績がある浸水常襲箇所、小河川の横断箇所、地震時に家屋倒壊や火災発生で通行不可能となるおそれがある木造密集市街地等についての情報を収集しているか。

②住民等が避難場所等へ避難する際、危険箇所や注意を要する場所（アンダーパスや過去に浸水の実績がある浸水常襲箇所、小河川の横断箇所、地震時に家屋倒壊や火災発生で通行不可能となるおそれがある木造密集市街地等）について地図上に明示しているか。

③危険箇所や注意を要する場所（アンダーパスや過去に浸水の実績がある浸水常襲箇所、小河川の横断箇所、地震時に家屋倒壊や通行不可能となるおそれがある木造密集市街地等）について、地図面の視認性が確保されにくい場合、地図面を市町村全域ではなく地区ごとに作成して記載する、又は情報・学習編に明示するなどの措置を講じているか。



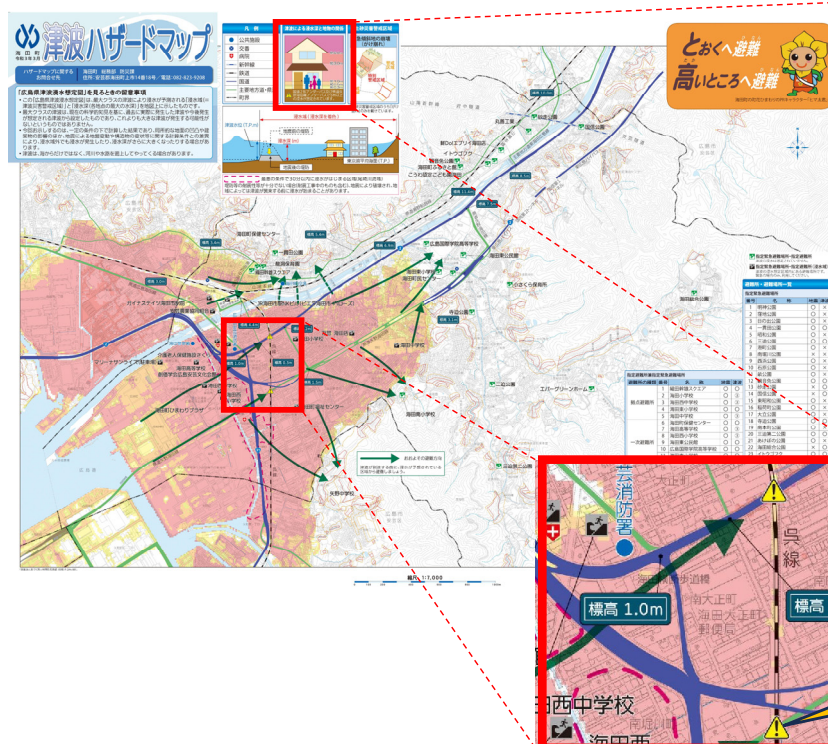
水害ハザードマップ作成の手引き

3.4.7 避難路その他の避難経路に関する事項 を参考にしてください。

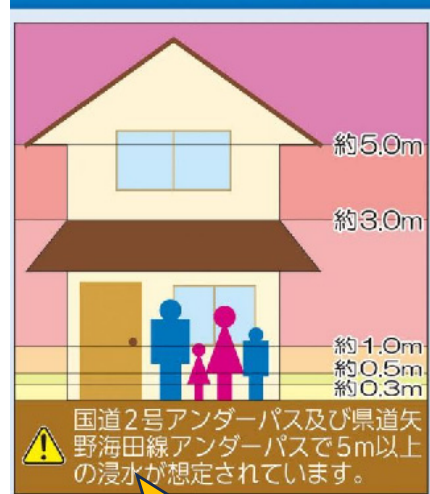
参考となる事例①：広島県海田町

ポイント

浸水するアンダーパスを地図面で表示し、凡例には具体的なアンダーパスの名称を記載し、注意を呼び掛けている。



津波による浸水深と地物の関係



ポイント

ポイント



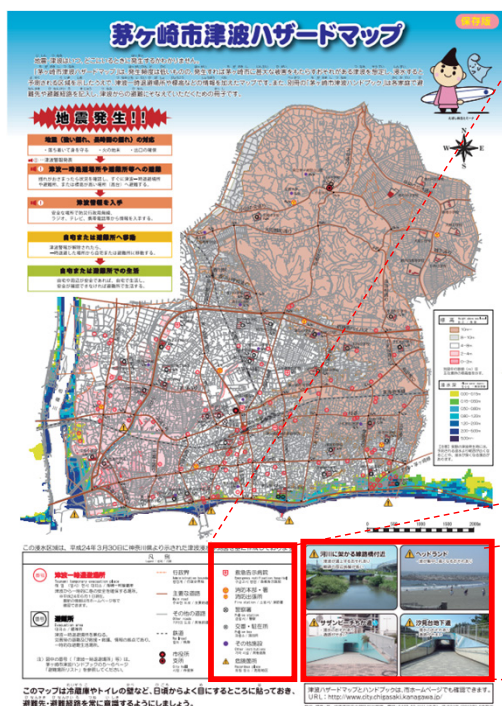
ハザードマップ作成チェックリスト

津波 4

参考となる事例②：神奈川県茅ヶ崎市

ポイントA 危険箇所や注意を要する場所の凡例を設定し、地図面に示している。

ポイントB 危険箇所や注意を要する場所（アンダーパスや小河川の横断箇所等）の説明を写真と一緒に記載している。



- 救急告示病院
Emergency notification hospital
구급고시 병원 / 急救告示医院
- 消防本部・署
消防出張所
Fire station / 소방서 / 消防署
- 警察署
Police station
경찰서 / 警察
- 交番・駐在所
Police box
파출소 / 派出所
- その他施設
Other institutions
기타 시설 / 其他施設
- 危険箇所
Hazardous place
위험 장소 / 危險地區

ポイントA

ポイントB

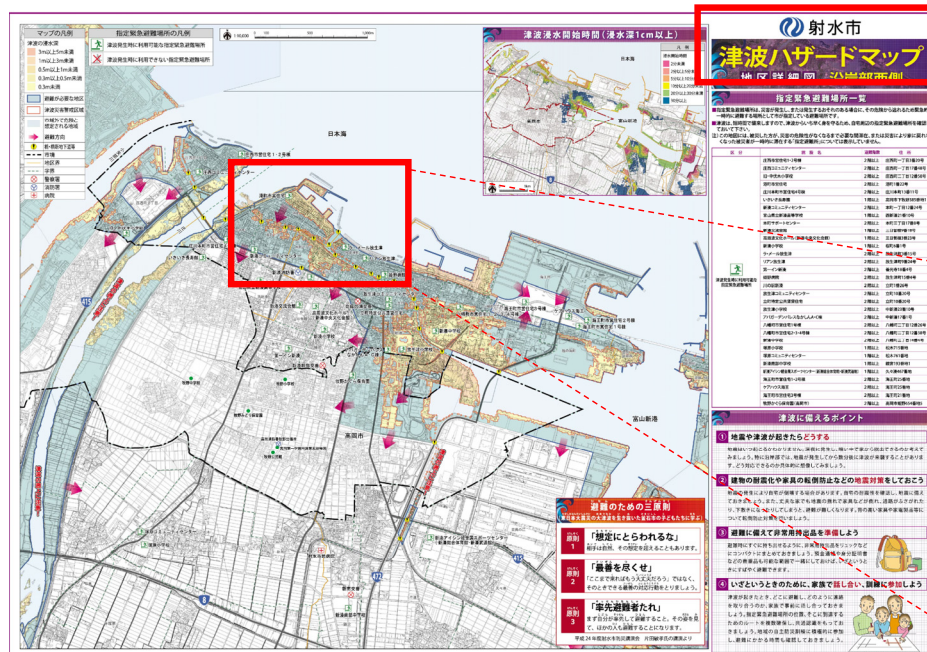


茅ヶ崎市HP URL : <https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/bosai/1001267/1001268.html>

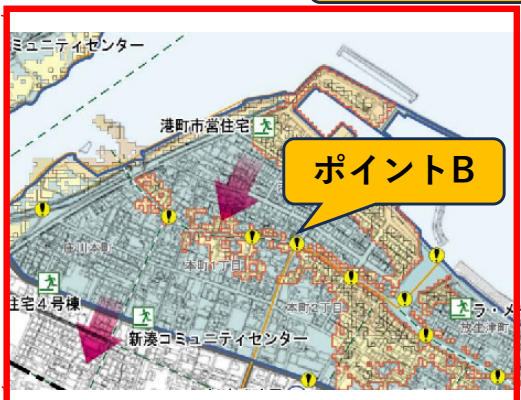
参考となる事例③：富山県射水市

ポイントA 視認性に配慮して、沿岸部西部、中央部、東部の3つの地区に区分している。

ポイントB 危険箇所や注意を要する場所（橋や横断地下道等）の凡例を設定し、地図面に示している。



ポイントA



ポイントB

射水市HP URL : <https://www.city.imizu.toyama.jp/appupload/EDIT/069/069055.jpg>

☐ ④津波に係る水害ハザードマップにおいては、住民等が避難すべき方向や避難経路等を地図上に記載しているか。



水害ハザードマップ作成の手引き

3.4.7 避難路その他の避難経路に関する事項 を参考にしてください。

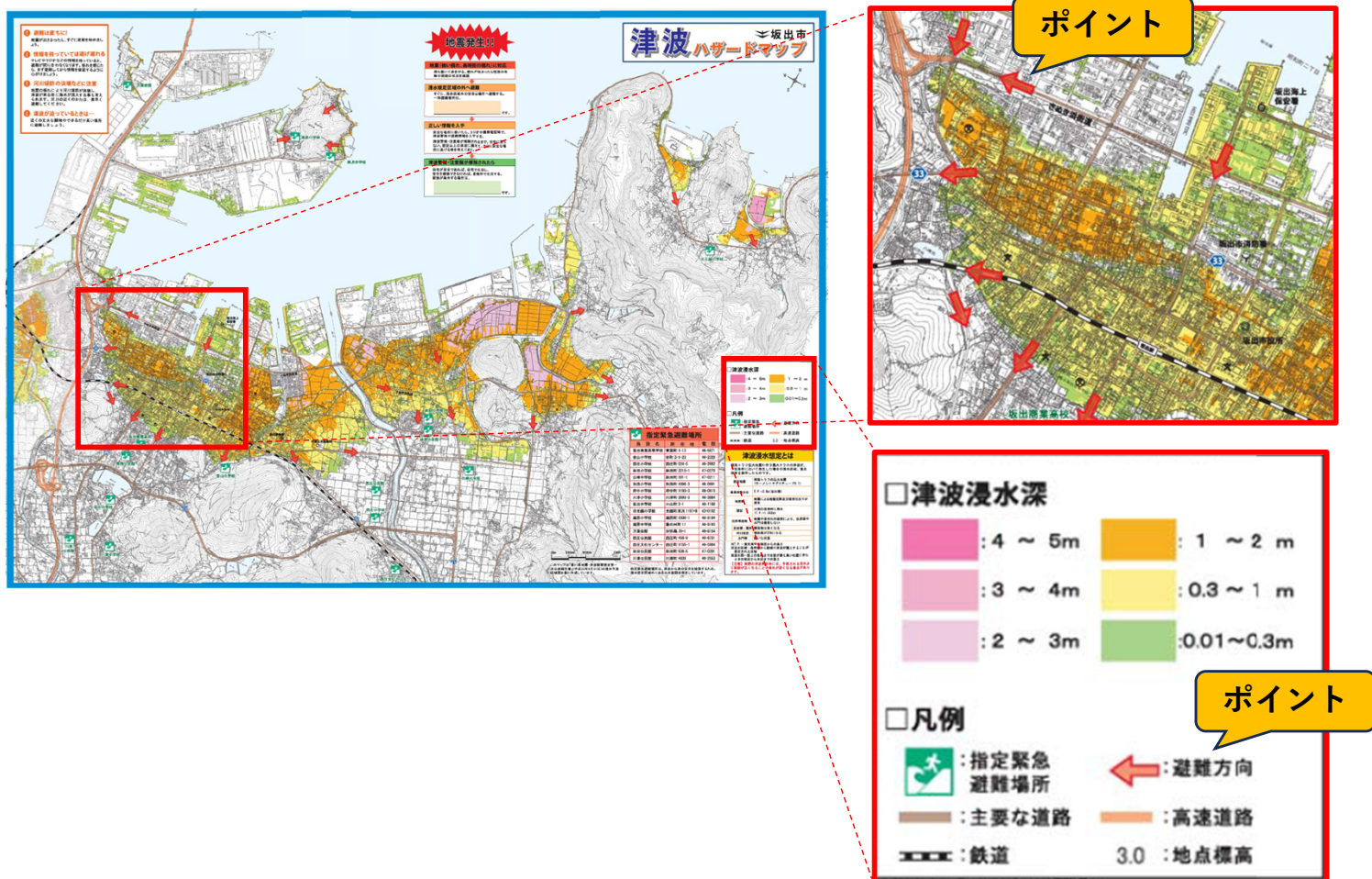
避難時間が十分に確保できない津波の襲来を考慮し、住民等が避難すべき方向や避難経路等を地図上に記載する必要がある。

なお、市町村が避難路として指定している道路等がある場合には、図面に着色したり、避難時に使用する具体の道順等を住民等の意見を踏まえ図面に矢印等に表示したりすることも有効である。

参考となる事例④：香川県坂出市

ポイント

避難すべき方向について、矢印を用いて地図面に示している。





⑤水害時に使用する避難場所等を地図上に表示しているか。浸水想定区域に避難場所等を設定せざるを得ないときは、「○階が使用可能」等、避難場所等の利用条件を地図上又は情報・学習編に明示しているか。



水害ハザードマップ作成の手引き

3.4.8 避難場所等 を参考にしてください。

規格番号	表示事項	図記号
JIS Z 8210	避難所（建物）	
JIS Z 8210	避難場所*	
JIS Z 8210 ISO 20712-1	津波避難場所	
JIS Z 8210 ISO 20712-1	津波避難ビル	

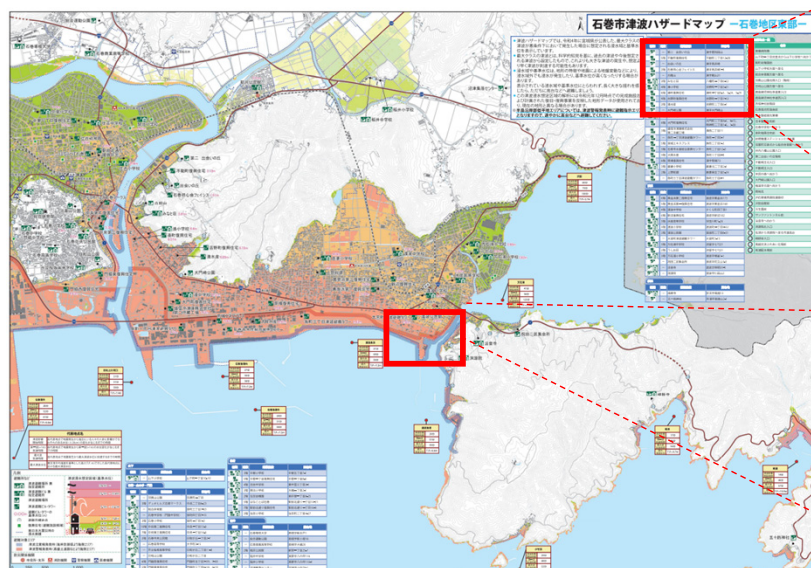
参考となる事例⑤：宮城県石巻市

ポイントA

JIS規格に定められた避難場所等の記号を使い分け、避難場所等を地図面に示している。また、避難場所等の図記号と一緒に、各施設の基準水位を記載している。

ポイントB

避難場所等の利用条件として使用可能階数を示している。



種類	階数	避難施設
	—	第二 出合いの丘
	5階	不動町復興住宅
	—	出合いの丘
	2階	石巻祥心会フェイス
	—	古館山
	3階	みなと荘
	4階	湊小学校
	6階	湊町復興住宅
	9階	吉野町復興住宅

ポイントA

